

「特別障害者手当」について

この手当は、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給される手当です。

・ 手当額

月額 27,350円 (令和2年4月から)

・ 手当を受けられる方

- ① 20歳以上の方
- ② 著しく重度の障害があること (次ページの別表(1)～(5)いずれかにあてはまる障害のある方)
- ③ 障害者支援施設などへの入所または病院、診療所に3か月を超えて入院していないこと

・ 支給月

手当は年4回(2月、5月、8月、11月)に支払月の前月までの手当が支給されます。ただし、本人または扶養義務者に一定以上の所得がある場合、支給が停止されます。

・ 手続き

お住まいの区役所保健福祉部(北須磨地域にお住まいの方は須磨区北須磨支所保健福祉課、北神地域(北区のうち東大池以北の地域)にお住まいの方は北神区役所保健福祉課)のほか、西神中央出張所にてご相談ください。

別 表

(1)の場合 …… 下表の1から7のうち2つ以上重複する障害がある方

1	両眼の視力の和が0.04以下のもの
2	両耳の聴力のレベルが100デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの（両上肢のすべての指を欠くものまたは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するものを含む）
4	両下肢の機能に著しい障害を有するものまたは両下肢を足関節以上で欠くもの
5	体幹の機能の障害により、座っていることができない程度または立ち上がることができない程度のもの
6	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(2)の場合 …… 上表の1から7のうち1つの障害のある方で下表の1～11のうち2つの障害、合計3つの障害のある方

1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3	平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
4	そしゃく機能を失ったもの
5	音声または言語機能を失ったもの
6	両上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの（両上肢のおや指およびひとさし指を欠くものを含む）
7	一上肢の機能に著しい障害を有するもの（一上肢のすべての指を欠くものまたは一上肢のすべての指の機能を全廃したものを含む）
8	一下肢の機能を全廃したもの（一下肢を大腿の2分の1以上で欠くものを含む）
9	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
10	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上であると認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
11	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(3)の場合 …… (1)の3から5のうち1つの障害のある方で下表の日常生活動作が10点以上になる方

日常生活動作評価表

動 作		評 価
1	タオルを絞る (水をさける程度)	
2	とじひもを結ぶ	
3	かぶりシャツを着て脱ぐ	
4	ワイシャツのボタンをとめる	
5	座る(正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を持続する)	
6	立ち上がる	
7	片足で立つ	
8	階段の昇降	

上記の各動作の評価は次によること

評価	ひとりのできる場合	0点
	ひとりできてもうまくできない場合	1点
	ひとりでは全くできない場合	2点

評価	(1) 2の場合については、次によること 5秒以内ができる …… 0点 10秒以内ができる …… 1点 10秒ではできない …… 2点
	(2) 3および4の場合については、次によること 30秒以内ができる …… 0点 1分以内ができる …… 1点 1分ではできない …… 2点

(4)の場合 …… 障害児福祉手当の内部障害またはその他の障害のある方で結核の治療指針(昭和38年6月7日保発第12号厚生省保険局長通知)に掲げる「安静度表」の1度となる方

障害児福祉手当令別表第1の8〔内部障害またはその他の障害〕抜粋

前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁じることが不能ならしめる程度のもの

(5)の場合 …… 障害児福祉手当の精神の障害のある方で、日常生活能力判定表が14点以上となる方

障害児福祉手当令別表第1の9〔精神の障害〕抜粋

精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

日常生活能力判定表

動作および行動の種類	0点	1点	2点
1 食 事	ひとりのできる	介助があればできる	できない
2 用便(月経)の始末	ひとりのできる	介助があればできる	できない
3 衣服の着脱	ひとりのできる	介助があればできる	できない
4 簡単な買物	ひとりのできる	介助があればできる	できない
5 家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
6 家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない
7 刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
8 戸外での危険から身を守る(交通事故)	守ることができる	不十分ながら守ることができる	守ることができない

・所得制限限度額表

扶養親族等の数	本人（受給資格者）	配偶者・扶養義務者
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
4人	5,124,000円	7,175,000円
5人	5,504,000円	7,388,000円
所得制限限度額に 加算するもの	16歳～22歳の扶養親族がある場合は1人につき25万円 70歳以上の控除対象配偶者・扶養親族がある場合は1人につき10万円	70歳以上の扶養親族がある場合は1人につき6万円（ただし、当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき6万円）

※所得制限の対象となるご本人の所得には公的年金等も含まれます

所得額から控除する額

①本人（受給資格者）

諸控除 の額	障害者控除（本人を除く）、勤労学生控除、寡婦（夫）控除		各27万円	
	特別障害者控除（本人を除く）	40万円	特別寡婦控除	35万円
	社会保険料・医療費・雑損・小規模企業共済等掛金・配偶者特別控除の各控除実額			
	所得税法第35条第4項に規定する公的年金等控除額			

②配偶者・扶養義務者

諸控除 の額	一律控除		8万円	
	障害者控除・勤労学生控除、寡婦（夫）控除		各27万円	
	特別障害者控除	40万円	特別寡婦控除	35万円
	医療費・雑損・小規模企業共済等掛金・配偶者特別控除の各控除実額			

・申請窓口・お問い合わせ

くわしいことは、お住まいの区の下記担当課におたずねください。

機関名	電話番号
東灘区保健福祉部 健康福祉課	841-4131 (代表)
灘区保健福祉部 健康福祉課	843-7001 (代表)
中央区保健福祉部 健康福祉課	232-4411 (代表)
兵庫区保健福祉部 健康福祉課	511-2111 (代表)
北区保健福祉部 健康福祉課	593-1111 (代表)
北神区役所 保健福祉課	981-8870 (代表)

機関名	電話番号
長田区保健福祉部 健康福祉課	579-2311 (代表)
須磨区保健福祉部 健康福祉課	731-4341 (代表)
須磨区北須磨支所 保健福祉課	793-1313 (代表)
垂水区保健福祉部 健康福祉課	708-5151 (代表)
西区保健福祉部 健康福祉課	929-0001 (代表)